

西尾市有害鳥獣捕獲器貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき、有害鳥獣（中小型獣に限る。）により生活環境に係る被害を現に受けている者に対し、市が所有する捕獲器を貸し出す際に必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出の対象者)

第2条 捕獲器の貸出の対象者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 西尾市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 捕獲器の設置場所は西尾市内であり、垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内に捕獲器を設置すること。
- (3) 現在、アライグマ、ハクビシン等の中小型獣により生活環境に係る被害を受けていること。
- (4) 捕獲器の設置、管理、返却を自ら行うことができること。

(貸出期間)

第3条 捕獲器の貸出期間は、貸出日から起算して1月以内とする。

2 市長が必要と認めるときは、貸出期間を延長することができる。

(貸出の申込)

第4条 捕獲器の貸出を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、捕獲器貸出申込書（別記様式）に有害鳥獣捕獲許可申請書を添付して提出しなければならない。

(捕獲器の設置及び管理)

第5条 捕獲器の設置及び設置後の管理又は餌の取替え等は、申込者が行うこととする。

2 申込者は、捕獲器を常に良好な状態で管理するとともに、貸出を受けた目的以外に使用し、又は他の者に転貸してはならない。

3 申込者は、捕獲器を亡失し、又は損傷したときは、その旨を遅滞なく市長に届け出るとともに、捕獲器の亡失又は損傷が使用者の責めに帰すべき事由による場合は、使用者がその損害を賠償する。

(事故等の免責)

第6条 市長は、捕獲器の使用及び管理に関する事故については、その賠償の責めを負わない。

(返却)

第7条 申込者は、貸出期間が満了するときは、直ちに市長が指定する場所に捕獲器を返却しなければならない。

2 市長は、前項の規定により捕獲器が返却されたときは、捕獲器を点検し、不備がないか確認した上で、捕獲器を受け取ることとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、捕獲器の貸出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式

捕獲器貸出申込書

年 月 日

(宛先) 西 尾 市 長

申 込 者

住 所

氏 名

電話番号

職 業

捕獲器貸出について、下記のとおり申込します。

1 捕獲動物名	
2 数 量	1 基 (捕獲器番号)
3 期 間	年 月 日～ 年 月 日
4 有害鳥獣捕獲許可書の番号	第 号
5 使 用 者	有害鳥獣捕獲許可証に記載の者
6 設 置 場 所	有害鳥獣捕獲許可証に記載の場所
7 貸 出 条 件	<p>捕獲器の貸出を受けるにあたり、以下の事項を遵守します。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 捕獲器は、西尾市内の、垣、さく等で囲まれた住宅敷地内に設置すること。(2) 捕獲器使用の際は感染症や咬傷事故に注意し、安全対策をとること。(3) 捕獲許可された鳥獣を捕獲した際は、速やかに市に回収を依頼すること。(4) 捕獲許可されたもの以外の鳥獣を捕獲した際は放獣すること。(5) 捕獲器を目的外に使用、転貸しないこと。(6) 捕獲器は貸出期間内に必ず返却すること。(7) 捕獲器の使用及び管理に係る事故について、全責任を負うこと。(8) 自らの責により捕獲器を毀損滅失した時は、速やかに弁償すること。